印鑑登録証明書の交付について

- ◎ 千葉市内の各区市民総合窓口課、市民センター、連絡所に、千葉市の印鑑登録証(市民カード)を持参された方が、「登録証番号」と「住所・氏名・生年月日・性別」を申請書に記入していただいた場合、証明書を交付いたします。代理人選任届や委任状は不要です。また、本人確認資料も不要です。
- ◎ 紛失等により**印鑑登録証(市民カード)**がない場合は、再度、印鑑登録が必要となります。

印鑑登録申請手続き手順(参照:登録できる印鑑)

- ◎ 登録は、千葉市に住民登録されている15歳以上の方です。 (被後見人の方は、印鑑登録できません)
- ◎ 登録できる場所は、**千葉市内の各区市民総合窓口課、市民センター**ならどこでも可能です。(連絡所不可)
- ◎ 登録者本人の確認を行うための**3種類(身分証明書、保証人、照会書)の登録方法**があります。

